

「青森市森林博物館条例の一部を改正する条例」の概要

1 提案理由

教育委員会事務局文化財課が所管する「青森市森林博物館」について、令和4年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、これら所要の改正を行うものである。

2 施設概要

名 称	青森市森林博物館	
位 置	青森市柳川二丁目4番37号	
開 館	昭和57年11月 ※ 竣工：明治41年11月（旧青森大林区署庁舎として）	
構 造	木造建築 2階建て	
延床面積	2,089㎡	
主なる室	一階	第1展示室（116㎡）、第2展示室（157㎡）、第5展示室（117㎡）、第6展示室（132㎡）、事務室（86㎡）、第1収蔵室（45㎡）、第3収蔵室（33㎡）、休憩室（27㎡）、準備室（27㎡）、便所・廊下等（426㎡）
	二階	第3展示室（64㎡）、第4展示室（132㎡）、特別室（66㎡）、第1学習室（66㎡）、第2学習室（66㎡）、第3学習室（106㎡）、第2収蔵室（91㎡）、図書室（37㎡）、準備室（40㎡）、便所・廊下等（255㎡）
その他	森林鉄道機関車展示室（73㎡）、電気室（16㎡）、駐車場（乗用車約20台）	

3 観覧料

区分		金額
個人（一人につき）	一般	250円
	大学生及び高校生	130円
団体（一人につき）	一般	130円
	大学生及び高校生	70円

4 使用料（貸室）

区分	午前	午後	全日
	9時～12時	1時～4時	午前9時～午後4時
第1学習室（66㎡）	640円	640円	1,270円
第2学習室（66㎡）	640円	640円	1,270円
第3学習室（106㎡）	890円	890円	1,780円

5 利用状況及び収支の状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
					上段：H29～R1 下段：H30～R2
入館者数	16,946人	19,431人	20,511人	5,786人	18,962人
					15,242人
指定管理料	18,864千円	18,504千円	18,555千円	18,798千円	18,641千円
					18,619千円
観覧料収入	538千円	451千円	405千円	300千円	464千円
					385千円
使用料収入	46千円	54千円	95千円	127千円	65千円
					92千円
収支差額	△18,280千円	△17,999千円	△18,055千円	△18,371千円	△18,112千円
					△18,142千円

6 利用料金制を導入する理由

利用料金制の導入に当たっては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、「利用料金制は、公の施設の管理運営に当たって指定管理者の自主的な努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、施設の性格や実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとする。」とされているところである。

青森市森林博物館において、「森林に関する資料を供し、市民の教育・文化の発展に寄与する」という設置目的や、「子どもからお年寄りまでが楽しみながら学習している」といった利用状況等を考慮した結果、指定管理者の自主的な経営努力を発揮することにより、様々なサービス内容の工夫によって利用者数の増加が期待できること、また、指定管理者の収入として収受させることにより、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できることから、利用料金制を導入しようとするものである。

なお、利用料金については、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えることから、弾力条項を設けることとし、その幅については、他の利用料金制を導入している施設を参考に、乗率を0.7から1.3の間としようとするものである。

7 改正箇所

利用料金制の導入に当たり、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることから、第13条の次に加える第14条及び第15条において、以下の項目を定める。

- ・利用料金の納入先を指定管理者とすること（第14条第1項）。
- ・利用料金を指定管理者の収入として収受させること（第14条第2項）。
- ・特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと（第14条第3項）。
- ・利用料金の額を条例の定める金額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が設定すること（第14条第4項）。
- ・特別の理由がある場合は、指定管理者が利用料金を減免することができること（第15条）。

また、既に利用料金制を導入している類似施設との整合を図るため、第6条第3項ただし書に観覧料の還付を加えるとともに、第12条及び第17条第2項を改める。

8 施行期日

令和4年4月1日

9 指定管理者の選定スケジュール

令和3年5月14日	指定管理者制度導入の適否についての審査（選定評価委員会）
〃 6月議会	青森市森林博物館条例改正
〃 ～7月	募集要項の作成・審査（選定評価委員会）
〃 8月～	指定管理者の募集（募集についての告示・募集要項の提示）
〃 ～9月	応募受付・提出書類の確認
〃 10月	選定基準に基づく審査・選定（選定評価委員会）
〃 12月議会	指定議案の議決等
〃 12月議会後	指定の通知・告示・協定締結
令和4年4月～	指定管理者による管理業務開始

青森市森林博物館条例（平成十七年条例第百九号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（観覧料及び使用料）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により納付した観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、<u>観覧料及び使用料</u>について、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第七条～第十一条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 博物館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを<u>行わせることができる。</u></p> <p>第十三条（略）</p> <p>（<u>利用料金</u>）</p> <p><u>第十四条 第十二条の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせることとした場合は、博物館を利用しようとする者は、第六条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（観覧料及び使用料）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により納付した観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、<u>使用料</u>について、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第七条～第十一条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 博物館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを<u>行わせる</u>_____。</p> <p>第十三条（略）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>3 前項の規定により指定管理者に収受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める観覧料及び使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該観覧料及び使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第十五条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>委員会又は指定管理者においてこれを代行し、その費用を使用者から委員会が徴収する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>別表(第6条、第14条関係) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u> </u>指定管理者においてこれを代行し、その費用を使用者から委員会が徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>別表(第6条<u> </u>関係) (略)</p>